

坂東市総合計画（第2期戦略プラン）策定支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、坂東市（以下、「本市」）が実施する「総合計画（第2期戦略プラン）策定支援業務」（以下、「本業務」）について、「坂東市プロポーザル実施要綱」（平成21年12月11日告示第208号）に基づく公募型プロポーザル方式により、委託先を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

坂東市総合計画（第2期戦略プラン）策定支援業務

（2）業務内容

別紙「坂東市総合計画（第2期戦略プラン）策定支援業務仕様書」参照

（3）委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日（金）まで

（4）委託上限金額

金6,050,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、予定価格については、本上限額の範囲内で別途設定する。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- （1）坂東市の令和3年度入札参加資格の有資格者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4）国税並びに地方税を滞納している者でないこと。また、委託者が求めた場合には、税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- （5）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。

- (6) 直近7年以内に、地方公共団体より元受けとして受託し、完了した総合計画、総合戦略及び人口ビジョン策定業務のいずれかの実績を有する者であること。

## 5 スケジュール

令和3年4月 2日(金)	実施要領公告
令和3年4月16日(金)	質問書受付期限 ※質問には随時回答
令和3年4月22日(木)	プロポーザル参加意向申出書、提案書等受付期限
令和3年4月23日(金)	参加資格確認結果及び審査実施通知
令和3年4月27日(火)	プレゼンテーション及びヒアリング
<u>令和3年4月28日(水)</u>	<u>プレゼンテーション及びヒアリング</u>
令和3年5月 7日(金)	審査結果通知
令和3年5月14日(金)	契約締結(予定)

## 6 質問の受付及び回答

本要領に関する質問は、次により行う。

### (1) 提出書類

質問書(様式第5号)に必要事項を記載し、「12 事務局」に記載の電子メールアドレス宛に送付すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

### (2) 質問受付期間

令和3年4月2日(金)から同年4月16日(金)午後5時まで

### (3) 質問に対する回答

質問者に対し、電子メールで回答するとともに、質問及び回答の内容を市ホームページで公表する。その際、質問者名は公表しない。

## 7 提案書等の提出及び書類審査【第一次審査】

### (1) 提出書類

提案書等は、次のとおり提出すること。

① プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)

② 提案書等

ア 提案書(様式第2号)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 業務工程表(任意様式)

エ 業務担当者調書（任意様式）

オ 見積書（任意様式）

カ 会社概要書（様式第3号）

キ 業務実績調書（様式第4号）

※ ア～キをA4版で作成し、1冊の資料としてまとめること。

③ 実績参考図書（様式第4号関係）

(2) 提出部数

① プロポーザル参加意向申出書 … 正本1部

② 提案書等 … 正本1部、副本9部（※）

※正本がカラー印刷の場合、副本もカラー印刷とすること。

③ 実績参考図書 … 1部

(2) 提出方法

「12 事務局」に記載の宛先に郵送すること。

(3) 受付期間

令和3年4月19日（月）から同年4月22日（木）午後5時まで【必着】

(4) 審査方法

プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」）において、別紙「評価基準」に基づき、提出書類の内容について審査する。なお、提案書等の提出が6者以上からあった場合は、審査結果に基づき、最大で評価上位5者を第二次審査対象者として選定する。

(5) 審査結果及び第二次審査実施通知

審査結果及び第二次審査実施の有無について、すべての提案書等の提出者に電子メールで通知する。〔通知予定日：令和3年4月23日（金）〕

## 8 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査【第二次審査】

上記7における第二次審査対象者に対する第二次審査は、次により行う。

(1) 審査方法

評価委員会において、提案者による提案内容のプレゼンテーション及び提案者へのヒアリングを実施し、別紙「評価基準」に基づき、審査する。

審査の結果、最も評価が優れている提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。

〔審査時間（目安）：プレゼンテーション20分、ヒアリング20分〕

※プロジェクター、スクリーン及び電源は事務局で用意することが可能（パソコン等は提案者が用意）なので、希望する場合は提案書等の提出時に申し出ること。

(2) 実施日

令和3年4月27日（火）午前または翌28日（水）午後のいずれか  
※実施日及び時間等の詳細は、第二次審査実施通知に記載

(3) 出席者

1者3名以内とし、説明は本業務と直接関わる者が行うこと。また、本業務を受託した場合の主任技術者は必ず出席すること。

(4) 審査結果の公表及び通知

市ホームページにおいて、全ての提案者の審査結果（合計点等）を公表する。ただし、第3位以下の提案者名については公表しない。

あわせて、すべての提案者に、自身の審査結果（合計点等）について電子メールで通知する。

〔公表及び通知予定日：令和3年5月7日（金）〕

9 契約の締結

第1優先交渉権者となった者は、提案書の記載事項や業務仕様について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、坂東市財務規則その他関係法令に照らして本業務を委託することが困難と認められる場合は、契約を締結しないこととし、第2優先交渉権者と契約に向けた交渉を行うものとする。なお、この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

10 留意事項

(1) 本プロポーザルに関して発生する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案者より提出された提案書等は、返却しない。

(3) 提出期限以後の提案書等の修正や資料の追加等は認めない。

(4) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施する。

(5) 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、書面により申し出ること。

(6) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(7) 提案者は、他者の評価結果について提示を求めることはできない。

(8) 評価点合計が1位であっても、仕様書に沿わない事実が判明した場合や、評価が著しく低い項目がある場合は、第1委託候補者として選定しない場合がある。

(9) 審査の結果、評価点合計が同点の場合は、見積額の低い者を委託候補者として選定する。見積額も同額の場合は、他の評価項目の評価を踏まえて審査会において審議し、選定する。

(10) 本要領の各項目に定める期間のうち、「坂東市の休日をも定める条例（平

成17年坂東市条例第2号)第1条に規定する本市の休日にあつては、書類等の配布、受付等はできない。

#### 1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 書類の内容に不備、不足又は虚偽があつた場合
- (2) 書類提出後に、書類の内容に大きな変更等が生じ、本プロポーザルに影響があると認められる場合
- (3) 本要領に定める手続以外の手法により、直接、間接を問わず故意に審査委員又は関係者に接触し、本プロポーザルに対する援助又は何らかの便宜若しくは情報の提供を求めた場合
- (4) 直接、間接を問わず故意に他の参加者又は参加者と関係があると認められる者に接触した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為又は審査結果に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為を行った場合
- (8) その他審査委員会が不適格と認めた場合

#### 1.2 事務局（問合せ先）

坂東市役所企画部企画課企画係 横瀬、佐藤、富山

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

TEL : 0297-21-2181 (直通)

FAX : 0297-35-8201

Email : kikaku@city.bando.ibaraki.jp